

「富山県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱」新旧対照表

改正案	現行
<p>1 趣旨</p> <p>この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類</p> <p>情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）</p> <p>指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助</p> <p>(2) 指定地域相談支援</p> <p>指定地域移行支援及び指定地域定着支援</p> <p>(3) 指定計画相談支援</p>	<p>1 趣旨</p> <p>この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類</p> <p>情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）</p> <p>指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助</p> <p>(2) 指定地域相談支援</p> <p>指定地域移行支援及び指定地域定着支援</p> <p>(3) 指定計画相談支援</p>

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

3 報告対象事業者

(1) 障害者総合支援法第76条の3第1項（同項に規定する厚生労働省令で定めるときを含む。）又は児童福祉法第33条の18第1項（同項に規定する厚生労働省令で定めるときを含む。）の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、この要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者（市町村長（富山市長を除く。）から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する事業所の事業者を含む。）

(2) 障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者（市町村長（富山市長を除

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

3 報告対象事業者

(1) 障害者総合支援法第76条の3第1項（同項に規定する厚生労働省令で定めるときを含む。）又は児童福祉法第33条の18第1項（同項に規定する厚生労働省令で定めるときを含む。）の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、この要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者（市町村長（富山市長を除く。）から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する事業所の事業者を含む。）

(2) 障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者（市町村長（富山市長を除

く。)から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する事業所の事業者を含む。)

4 基準日

この要綱の基準日は毎年度4月1日とする。

5 実施期間

公表の実施期間は、毎年度4月1日から3月31日までの1年間とする。

6 報告の単位

障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものである。障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

7 報告の内容

事業者が報告する具体的内容は、次のとおりとする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事

く。)から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する事業所の事業者を含む。)

4 基準日

この要綱の基準日は毎年度4月1日とする。

5 実施期間

公表の実施期間は、毎年度4月1日から3月31日までの1年間とする。

(新設)

6 報告の内容

事業者が報告する具体的内容は、次のとおりとする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事

業者

別添1の基本情報及び別添2の運営情報並びに別添3 経営情報

(2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

別添1の基本情報

なお、報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

また、事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

業者

別添1の基本情報及び別添2の運営情報

(2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

別添1の基本情報

なお、一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものである。

8 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて知事に報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告を認めるものとする。

9 報告の開始日

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
報告年度の5月1日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

また、障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の6及び児福則第36条の30の2の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了

7 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて知事に報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告を認めるものとする。

8 報告の開始日

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
報告年度の5月1日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

後とする。

10 報告の期限

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

報告年度の7月31日

- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

指定障害福祉サービス等の指定を受けた日から1月以内

また、障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の7及び児福則第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。

ただし、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

11 障害福祉サービス等情報の公表時期

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

報告年度の9月下旬

9 報告の期限

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

報告年度の7月31日

- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

指定障害福祉サービス等の指定を受けた日から2月以内

10 障害福祉サービス等情報の公表時期

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

報告年度の9月下旬又は報告後2月以内のいずれか遅い日

12 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

報告は、原則として年1回とする。ただし、法人又は事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス及びメールアドレスについて、修正又は変更があった場合は、その都度、報告するものとする。

13 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項又は児童福祉法第33条の18第4項の規定による報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた場合は、障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、報告し、若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けるものとする。

14 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は、富山県厚生部障害福祉課自立支援係とする。

報告年度の9月下旬

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

報告年度の9月下旬又は報告後2月以内のいずれか遅い日

11 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

報告は、原則として年1回とする。ただし、法人又は事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス及びメールアドレスについて、修正又は変更があった場合は、その都度、報告するものとする。

12 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項又は児童福祉法第33条の18第4項の規定による報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた場合は、障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、報告し、若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けるものとする。

13 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は、富山県厚生部障害福祉課自立支援係とする。

15 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。